

相模原市立市民会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 2 日

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市条例第 4 5 号

相模原市立市民会館条例の一部を改正する条例

相模原市立市民会館条例(昭和 4 0 年相模原市条例第 2 6 号)の一部を次のように改正する。

第 1 4 条第 1 項中「終った」を「終了した」に、「取り消し」を「取り消され」に改める。

第 1 9 条第 1 項中「かつ、」の次に「特に緊急を要するため」を加え、「いとまがない」を「時間的余裕がないことが明らかである」に改める。

別表第 1 号アの表中

145,400 円
189,000 円

を

155,400 円
202,000 円

に改め、別表第 2 号ア

の表中

22,800 円
7,500 円
11,400 円
7,500 円
3,700 円

を

23,300 円
7,800 円
11,700 円
7,800 円
3,900 円

に、

6,000 円
6,700 円
2,100 円

を

に改める。

6,400 円
6,900 円
2,300 円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 9 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第 1 号アの規定は、令和 1 0 年 1 月 1 日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第 2 号アの規定は、令和 9 年 7 月 1 日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。